様式第17の3

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行
規則第13条第10項の規定による確認申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
電話番号
氏　　名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第13条第9項(当該規定が準用される場合を含む。)の規定により、以下の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の種別について

申請者の種別	□第一種贈与認定個人事業者であった者	□第二種贈与認定個人事業者であった者
認定年月日及び番号	年　　月　　日(　　号)	

2　贈与認定個人事業者等について

氏名	
住所	
先代事業者の相続の開始の直前における先代事業者との関係	□直系卑属 □直系卑属以外の親族 □親族外
先代事業者の相続の開始の日	年　　月　　日
租税特別措置法第70条の6の8第6項に規定する承認	□有(　　年　　月　　日承認) □無

3　贈与認定個人事業者であった者が特定受贈事業用資産を現物出資することで設立された会社について

現物出資を行った日	年　　月　　日
主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円

当該相続の開始の日の常時使用する従業員数			人		
先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度(　年　月　日から　年　月　日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分((*1)を除く。)			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*1)			(2)　円	(13)　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)　円	(14)　円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4)　円	(15)　円
	現に自ら使用していないもの			(5)　円	(16)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)　円	(17)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7)　円	(18)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)　円	(19)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)　円	(20)　円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)　円	(21)　円
	当該贈与認定個人事業者であった者及び当該贈与認定個人事業者であった者に係る特別関係者(施行規則第1条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)　円	(22)　円

4特定資産の帳簿価額の合計額	(23)＝(2)＋(3)＋(5)＋(7)＋(9)＋(10)＋(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(28)＝(13)＋(14)＋(16)＋(18)＋(20)＋(21)＋(22) 円
資産の帳簿価額の総額	(24)　　円	総収入金額	(29)　　円
先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間に当該贈与認定個人事業者であった者及び当該贈与認定個人事業者であった者に係る特別関係者に対して当該会社から支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(25) 円
		損金不算入となる給与	(26) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)＝((23)＋(25)＋(26))／((24)＋(25)＋(26)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)＝(28)／(29) %
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)		円	

4　やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　　月　　日
その事由	
解消見込時期	年　　月頃

5　相続の開始の時における特別子会社について

区分		特定特別子会社に　該当／非該当	
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a)　　個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b)　　個 (b)／(a)　　%

(備考)

① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

② 本様式における第一種贈与認定個人事業者であった者に係る規定は、第二種贈与認定個人事業者であった者について準用する。なお、本様式において「贈与認定個人事業者であった者」、「先代事業者」又は「特定事業用資産」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

③ 報告書の写し及び施行規則第13条第10項各号(当該規定が準用される場合を含む。)に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

① 単位が「％」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

② 「先代事業者の相続の開始の日」については、贈与認定個人事業者であった者が有する特定事業用資産を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定に係る贈与をした先代事業者のうち最も古い時期に当該贈与認定個人事業者であった者が有する特定事業用資産を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者の相続の開始の日を記載する。

③ 「先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度における特定資産等に係る明細表」については、当該贈与認定個人事業者であった者が所有する特定事業用資産を現物出資することで設立された会社の貸借対照表に計上されている資産の金額を記載する。

④ 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑥ 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑦ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。